

平成26年第7回（12月）議会定例会会議録

招集年月日	平成26年12月10日			
招集の場所	川北町議会議場			
開会宣告日時	平成26年12月10日 午前10時01分			
閉議宣告日時	平成26年12月10日 午前10時26分			
応 招 議 員	1番 田中秀夫 2番 中村利男 3番 苗代 実 4番 作田良一 5番 坂井 肇 6番 作田 肇 7番 山先守夫 8番 西野昇吾 10番 山本静男			
不 応 招 議 員	なし			
出 席 議 員	1番 田中秀夫	2番 中村利男	3番 苗代 実	
	4番 作田良一	5番 坂井 肇	6番 作田 肇	
	7番 山先守夫	8番 西野昇吾	10番 山本静男	
欠 席 議 員	なし			
会議録署名議員	7番 山先守夫	8番 西野昇吾	10番 山本静男	
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 前 哲雄	副町長 山岡正見	教育長 室谷敏彦	
	総務課長 吉田 晃	税務課長 中田利明	住民課長 山下利彦	
	保健センター館長兼福祉課長	大山 保	産業経済課長 吉岡友次	
	土木課長 川北征章	学校教育課長兼社会教育課長	山本忠浩	
職務のため議場に出席を求めた者の職氏名	事務局長 奥村栄一			
議 事 日 程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

平成26年第7回

議事日程 (第2号)

川北町議会定例会

平成26年12月10日 午前10時開議

第1 一般質問

第2 議案第30号乃至議案第48号迄 (一括議題)

(委員長報告、同報告に対する質疑、討論、採決)

『再開、会議』

◇議長 作田 育

これから、本日の会議を開きます。

(午前 10 時 01 分)

『一般質問、答弁』

◇議長 作田 育

日程第 1 一般質問を行います。

発言の通告が参っておりますので、順次発言を許可します。

4 番 作田良一君。

◇4 番 作田良一

議長、4 番。

12 月議会定例会に一般質問の機会を頂きましたので、次の 2 点についてお尋ね致します。

1 点目は、共同霊園についてであります。

平成 10 年に人口増加対策の一環としてグリーンタウン川北の宅地造成を皮切りに今日までに、なでしこタウン・けやきタウン・ひばりタウンなど、次々と大きな住宅地が整備されました。

本年、11 月現在においては、それらを合わせると 361 戸になり、町総戸数の 19% を占めるに至っています。

これらのニュータウンへ移り住まわれた方々は、若い世代の割合が多いと思いますが、既に若くして病気や不慮の事故により、お亡くなりになられている方もいらっしゃいます。

しかし現在では、各地区の既設墓地区画も余裕が無く、求めようとしても難しい状況です。

さて、平成 23 年 12 月議会定例会におきまして、作田 育議員より「町営墓地公園の整備」についての質問があり、前町長は「長期的かつ慎重に検討したい」旨の答弁をされています。

土地を確保し、家を建てられ一生を川北町で過ごす住民の皆さんにとって、町としては、共同霊園を早急に整備する必要があるのではないでしょうか。再度、質問したいと思います。

「家は一生もの」といいますが、お墓は子々孫々末代に至るまで引き継いでいく一家の拠りどころでもあります。

是非、早急なる取組みをお願いしたいと思いますが、町のお考えをお聞かせ下さい。

2 点目は、介護保険制度の改正についてです。

この度の改正のポイントの 1 つに、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援などを可能とすることを目指すこ

とが謳われております。

この中で、平成 27 年 4 月から要支援者向けの予防給付の中の訪問介護事業と通所介護事業等が町の裁量により実施される。と伺っていますが、現在利用されている方々には、どのような影響があるのか。また、町としては、どのような構想をお持ちなのか、町のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

◇議長 作田 育

町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

はい、議長。それではお答え致します。

まず、墓地整備についてのお尋ねでございます。

町の墓地等の設置基準は、川北町墓地、埋葬等に関する法律施行細則に、特別の理由が無い限り、次の事を定めてございます。

墓地は、人家等より 200 メートル以上離れている事、土地は高くて湿気の少ない所を選び、湿潤な所を避ける事、飲料水が汚染されるおそれの無い場所である事、周囲は境界をはっきりさせ、清潔に美化に努める事を定めております。

今現在、新たな場所で、まとまった墓地整備となりますと、これらの条件を遵守しなければなりません。

また、それ以上に周辺に与える影響が大きく、地権者や地元関係者の理解を得るのは、残念ながら、厳しい状況と考えられます。

平成 23 年 12 月議会の中でも申し上げましたように、住宅用地で隣接する旧の地区に、墓地の分譲をお願いし、何人かの方が墓地を譲り受けた例もあります。

また、住宅の造成で戸数が増えたからと言って、全ての方が墓地を求めているとは限りませんし、色々な考えを持った方がいると伺っております。

従いまして、現段階では町が直接、新しく墓地公園の整備に携わるというよりも、今後、地元から共同墓地の拡張等の相談を受けた場合、町として出来る限り、対応してまいりたいと考えております。

次に、介護保険制度改革に伴い、要支援者へ、どのような影響があるのかについての、お尋ねでございます。

介護保険制度につきましては、平成 12 年度より開始されまして、制度の円滑な実施のため 3 年を 1 期として事業計画が策定されており、現在、国の指針に基づき第 6 期目の事業計画を策定中であります。

この度の改正の主な内容につきましては、高齢者が住み慣れた地域で、生活を維持できるよう、介護、医療、生活支援、介護予防の充実を目指し、ケアシステムの構築と、低所得者の保険料軽減の拡充や所得や資産のある人の利用者負担の見直しであります。

ご質問の、要支援者向けの訪問介護、所謂ホームヘルプサービス、通所介護に係わる改正ですが、平成27年度から3年をかけて、これまでの事業者によるものだけでなく、町が指定・委託した事業者やボランティアがサービス提供の主体となるものが加わり、要支援者を支える仕組に移行することとなります。

具体的な計画につきましては、町の介護保険事業計画策定委員会で、ご協議いただくことになります。

現在、川北町の要支援者は38名おいでまして、そのうち訪問介護3名、通所介護5名の方が利用されておりますが、今後とも、サービスの低下が生じないよう、又、本人や家族の希望やその状態にあったサービスの提供をして参りたいと考えておりますことをお伝え致しまして、答弁と致します。

◇議長 作田 育

10番 山本静男君。

◇10番 山本静男

議長、10番。

12月議会の定例会において一般質問の機会を得ましたので、お尋ね致します。

月日の経つのも早いもので、来春は統一地方選挙の年になります。我々が選ばれた4年前の平成23年は東日本大震災が発生した年でもありました。

それから4年、途中に政権の交代がありました。国・県はもとよりどこの自治体においても財政がたいへん厳しい状況におかれています。

しかしながら、川北町においては、財政力は県内ではトップクラスに維持する中で、町民の皆さんのが安全で安心して暮らせるよう、自主防災組織の推進や防災行政無線の整備にむけて計画を進めてきております。また経年劣化してきている施設・設備も多く、その修理・修繕に適切に対応しながらも、新たに町道街灯のLED化や、町特産物の振興や中小企業への支援拡大など進めてまいりました。また医療費の無料化を18歳まで引き上げるなど、きめ細かな福祉施策を堅持し、増加する児童生徒数に伴い、川北中学校の校舎の増築をはじめ、学校施設の設備の充実に努めたほか、小中学校の冷暖房設備を計画的に進め、東部地区には現在児童館を建設するなど、未来の川北町を担う子ども達の教育環境の整備を着実に進めてきております。これも町長の優れた行政手腕の賜物と深く敬意を表すところであります。

さて来年の4月には、我々も含め町長の任期も満了となります。町長の1期4年間の業績を振り返り、今後、更に継投されること多くの町民が望まれていることと思います。

町長の所見をお伺いし、私からの質問を終わります。

◇議長 作田 育

町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

はい、議長。山本議員のご質問にお答え致したいと思います。

来年4月の町長選挙において立候補するのか、とのお尋ねであります。

4年前、町議会議員全員の皆様をはじめ、町民多数の暖かいご支援とご支持を頂きまして、町長に就任することができました。そしてこの4年間、無我夢中で町政の執行に当たってきたのが本音であります。

この間、議会の皆様方のご指導とご協力によりまして、諸課題の解決や施策の実現に取り組み、一定の成果が得られたのではないかと、皆様方に深く感謝致しております。

お陰様で、この4年間では、福祉施策の充実は素よりですが、将来を担う子ども達の増加に応えるべく、中学校校舎の増築や給食調理場の新設をはじめ、東部地区児童館の建設、保育所や小・中学校の改修など、学習環境の改善に努めて参りました。また、中小企業や農業の担い手経営体への助成制度の創設を致し、農業・工業・商業の、バランスのとれた産業の振興にも、取り組んで来たつもりであります。

更に、団塊の世代がいよいよ75歳を迎える、超高齢化社会の到来を間近にし、課題でありました老人介護施設の誘致も出来ております。

しかしながら、私自身にとつては色々な思いがございましたけれども、半分どころか、3分の1も達成出来ていないのが実感でございます。

また、現在、町民の皆様が強く求めておられます「安全・安心」な町づくりにむけて、防災行政無線の整備に着手をしたばかりでございまして、事業完成までの責務も、強く感じているところであります。

私事になりますけれども、先般、体調を崩し、議員の皆様方をはじめ町民の方々には、大変なご心配とご迷惑をおかけ致しました。今現在は体調も順調に回復をしており、議会の皆様方は勿論ですけれども、町民の方々のご支援を戴けるならば、引き続き、町政を担って参りたいとこう考えております。

議員各位におかれましては、何卒、支援を賜りますよう心からお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

◇議長 作田 育

これで、一般質問を終ります。

◇議長 作田 育

日程第2 議案第30号ないし議案第48号までを一括議題と致します。

これから、各常任委員長より、先に付託致しました案件の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務産業常任委員長 苗代 実君。

◇総務産業常任委員長 苗代 実

議長、3 番。それでは総務産業常任委員会に付託されました案件につきまして、その審査の経過と結果の報告を致します。

議案第 30 号「平成 25 年度川北町一般会計歳入歳出決算の認定について」のうち、その所管に属する関係部分、

議案第 32 号「平成 25 年度川北町簡易水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について」、

議案第 33 号「平成 25 年度川北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は 11 月 18 日委員会にて、

議案第 37 号「平成 26 年度川北町一般会計補正予算」のうち、その所管に属する関係部分、

議案第 39 号「平成 26 年度川北町簡易水道事業等特別会計補正予算」、

議案第 40 号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、

議案第 41 号「特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」、

議案第 42 号「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」、

議案第 43 号「川北町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、

以上の案件について、休会中、慎重審査の結果、全員賛成の意見にまとまりましたので、ここにご報告致します。以上でございます。

◇議長 作田 育

教育民生常任委員長 山先守夫君。

◇教育民生常任委員長 山先守夫

議長、7 番。教育民生常任委員会に付託されました案件について、その審査の経過と結果の報告を致します。

議案第 30 号「平成 25 年度川北町一般会計歳入歳出決算の認定について」のうち、その所管に属する関係部分、

議案第 31 号「平成 25 年度川北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、

議案第 34 号「平成 25 年度川北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、

議案第 35 号「平成 25 年度川北町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、

議案第 36 号「平成 25 年度川北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、

議案第 37 号「平成 26 年度川北町一般会計補正予算」のうち、その所管に属する関係部分、

議案第 38 号「平成 26 年度川北町国民健康保険特別会計補正予算」、

議案第 44 号「川北町児童館設置条例の一部を改正する条例について」、
議案第 45 号「川北町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」、
議案第 46 号「川北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について」、
議案第 47 号「川北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について」、
議案第 48 号「川北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について」

以上の案件について、休会中、慎重審査の結果、全員賛成の意見にまとまりましたので、ここにご報告致します。以上でござります。

◇議長 作田 育

これで、各常任委員長の審査の経過並びに結果の報告を終ります。

《質疑・討論・採決》

◇議長 作田 育

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論は、ありませんか。

討論なしと認めます。

これから、議案第 30 号ないし議案第 48 号までを一括して採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 30 号ないし議案第 48 号までは、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立 8 名)

はい、起立全員です。

したがって、議案第 30 号ないし議案第 48 号までは、委員長の報告のとおり可決されました。

《閉議・閉会》

◇議長 作田 育

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了しましたので、平成 26 年第 7 回川北町議会定例会を閉会します。

これにて、散会します。

(午前 10 時 26 分)